第五管区海上保安本部公示第３８号

進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示（昭和５１年３月３１日、海上保安庁告示第７６号）の規定に基づき、次のとおり廃止したので、同告示第７条第５項の規定により公示する。

令和８年 10 月 21 日
第五管区海上保安本部長（公印省略）

指定航路	指定区分	船　舶 番　号	船舶の 名　称	総トン 数	船舶使用者の氏名 又は名称及び住所	識別符号	交付番号	備　考
~~明石海峡航路~~	進　路　警　戒　船 第三種消防設備船 第四種消防設備船 側　方　警　戒　船	~~134278~~	~~慶鳳丸~~	~~194~~	植田曳船株式会社 ~~岡山県玉野市宇野一丁目 15 番 13 号~~	~~AB34C－4~~	~~5 海 165~~	指　定 平成 10 年 12 月 7 日 廃　止 令和８年 10 月 21 日